解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

山口県山口市大手町九番一一号

財団法人山口県都市職員互助会

清算人　宮田　博喜

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年七月二十五日開催の理事会の決議により平成二十一年十一月二十五日福岡県知事の認定を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

北九州市小倉北区砂津二丁目六番二五号

学校法人第一学園

清算人　久保田芳子

解散公告（第二回）

当社は商法等の一部を改正する法律（平成二年法律第六十四号）附則第六条第一項の規定により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

東京都世田谷区成城二丁目三四番一号

株式会社フランセフードサービス

代表清算人　時田　隆二

解散公告（第二回）

当組合は平成二十一年十一月三十日に東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

東京都西多摩郡日の出町大字平井七一五番地

三吉野桜木土地区画整理組合

代表清算人　上野　正男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年十二月八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市上山梨第二土地区画整理組合

代表清算人　佐藤友三郎

解散公告（第二回）

当法人は、昭和四十七年八月三十一日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

三重県鈴鹿市木田町二四二四番地

清算法人木田土地改良区

代表清算人　片岡　守成

解散公告（第二回）

当財団法人鬼丸会館は、平成二十一年五月十日開催の定期総会の決議により解散したので、当財団法人鬼丸会館に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

佐賀県佐賀市鬼丸町一四―一八

財団法人鬼丸会館

代表清算人　大島　忠彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月二十日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

大分県別府市楠町一四番三〇号

医療法人恵寿会

清算人　小代　満之

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

大分県杵築市大字杵築字北浜六六五番地の五〇一

医療法人千明会

清算人　衛藤　ゆり

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の臨時社員総会の決議により平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

広島市西区観音本町一丁目一二番一一号

エヌピーオー至誠会

清算人　平岡　靖昭

配当公告

福井市上河北町第一八号一七番地

破産者　有限会社羽川レース

右の者に対する福井地方裁判所平成二十一年（フ）第一二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権　金六五、〇〇〇円

一般債権　金五二、九三六、六八二円

一、配当することのできる金額

優先債権　金六五、〇〇〇円

一般債権　金八、七五六、九九六円

平成二十一年十二月二十四日

福井市宝永四丁目三番二九号

破産管財人　金井　亨

配当公告

名古屋市港区神宮寺一丁目二〇五番地

破産者　株式会社富士製作所

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一一四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四七、八〇四、六三一円

（内優先債権額　金四、四九三、二〇〇円）

一、配当することのできる金額

金一八、七三八、〇九六円

（内優先債権額　金四、四九三、二〇〇円）

平成二十一年十二月二十四日

名古屋市千種区光が丘一丁目一八番三号

破産管財人　佐藤　成俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市豊平区月寒東三条一八丁目一番、最後の住所札幌市東区東苗穂一四条一丁目七番一五号　被相続人　亡　福士　功

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

札幌市中央区南一条西一〇丁目一番地タイムスビル三階札幌おおぞら法律事務所

相続財産管理人弁護士　伊藤　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市下山添字中通一五七番地、最後の住所山形県天童市大字成生一九七一番地二六　紅花ホーム　被相続人　亡　佐藤　妙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

山形市旅篭町二丁目二番二五号

カメリアコート四〇一号

相続財産管理人　弁護士　柿崎喜世樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県太田市強戸町乙二〇八二番地、最後の住所群馬県太田市強戸町九〇番地　被相続人　亡　宮本　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十四日

群馬県伊勢崎市本町二番地一〇

相続財産管理人　弁護士　小暮　俊子